

鹿市医第16号  
令和6年4月5日

医療施設長 様

鹿児島市医師会  
会長 上ノ町 仁

**新型コロナウイルス感染症に係る公費支援を含む診療報酬の  
早期請求について（お知らせ）**

標記の件について、鹿児島県くらし保健福祉部新型コロナウイルス感染症療養調整課長から鹿児島県医師会を通じて、別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

これまで実施されていた新型コロナに係る公費支援は、令和6年3月末日をもって終了となりました。

本件は、当該公費支援を含む診療報酬の早期請求について周知するものです。

過去の診療分や請求漏れ、過誤による再請求は、原則6月末までが請求期限となります。

詳細は、県ホームページ（下記URL）をご参照くださいますようお願い申し上げます。

記

【県ホームページ】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/koronakouhishienn03.html>

関係医療機関の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部  
新型コロナウイルス感染症療養調整課長

新型コロナウイルス感染症に係る公費支援を含む診療報酬の早期請求について  
(通知)

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により実施している新型コロナウイルス感染症に係る公費支援は、令和6年3月末までとなりました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る公費支援を含む診療報酬については、過去の診療分や請求漏れ、過誤による再請求分等も含め令和6年6月末までの請求に御協力くださるようよろしくお願いいたします。

記

1 公費の種類

(1) 令和5年5月7日まで

- ・新型コロナウイルス感染症に係る検査及び入院診療に要した費用のうち自己負担分の全額を補助する公費
- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養又は自宅療養中に受けた医療費のうち自己負担分の全額を補助する公費

(2) 令和5年5月8日から令和5年9月末まで

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用（治療薬に係るものを除く。）の一部を補助する公費
  - ※ 高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬の薬剤費のうち自己負担分の全額を補助する公費

(3) 令和5年10月1日から令和6年3月末まで

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用（治療薬に係るものを除く。）の一部を補助する公費
  - ※ 高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬の薬剤費に要した費用の一部を補助する公費

(4) 令和6年4月以降

- ・公費支援は終了し、医療費の自己負担割合に応じた通常の窓口負担へ移行。

2 県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の公費支援終了について（令和6年4月以降）」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/koronakouhishienn03.html>

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
鹿児島県くらし保健福祉部  
新型コロナウイルス感染症療養調整課  
事業推進係 担当：松永

TEL 099-286-3420

MAIL [corona-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:corona-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp)